

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4. 4. 27	R4. 5. 9	標準宅地番号03-007に係る令和3基準年度標準宅地の鑑定評価書	4	1														(1) 不動産鑑定士の印影及び不動産鑑定業者の印影 不動産鑑定士の印影及び不動産鑑定業者の印影を公にすることにより偽造される等、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあるため。 (東京都情報公開条例第7条第4号に該当) (2) 鑑定評価書のうち「鑑定評価額の決定の理由の要旨(その1)」の地積及び取引時点 ア 取引事例地の取引当事者が個人の場合 地積及び取引地点を公にすると、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。 (東京都情報公開条例第7条第2号に該当) イ 取引事例地の取引当事者が法人等の場合 地積及び取引地点を公にすると、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれるため。 (東京都情報公開条例第7条第3号に該当) ウ 地積及び取引時点を公にすると、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない恐れがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたす恐れがあるため。 (東京都情報公開条例第7条第6号に該当)	主税局千代田都税事務所固定資産税課
2	R4. 4. 27	R4. 5. 11	令和3基準年度 標準宅地番号13-150に係る鑑定評価書	4	1														(1) 不動産鑑定士の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。(東京都情報公開条例第7条第4号に該当) (2) 鑑定評価額の決定の理由の要旨(その1)の「(5)地積」及び「(6)取引時点」の各記載事項 不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されるおそれがあり、東京都情報公開条例に定める、次の非開示事項に該当するため。 ア 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。(同条例第7条第2号に該当) イ 公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。(同条例第7条第3号に該当) ウ 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(同条例第7条第6号に該当)	主税局杉並都税事務所固定資産評価課
3	R4. 3. 17	R4. 5. 16	「差押・交付要求及び滞納処分と強制執行等との手続の調整の手引き」 「滞納処分に係る関係様式及びその処理要領について(通達)」 「公売処分に係る様式及びその処理要領について(通達)」 「配当計算書等記載例の送付について」	937	1														主税局徴収部徴収指導課	
4	R4. 5. 13	R4. 5. 18	令和3基準年度評価実務ガイドブック—家屋—	453	1														主税局資産税部固定資産評価課	
5	R4. 3. 25	R4. 5. 23	(1) 令和元年度第1回 兼業実績報告 (2) 令和元年度第2回 兼業実績報告 (3) 令和2年度第1回 兼業実績報告 (4) 令和2年度第2回 兼業実績報告 (5) 令和3年度第1回 兼業実績報告 (6) 令和3年度第2回 兼業実績報告	7	1														個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの、に該当するため 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、に該当するため。	主税局総務部職員課
6	R4. 5. 9	R4. 5. 26	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	50	1														主税局千代田都税事務所法人事業課	
7	R4. 5. 9	R4. 5. 26	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	79	1														主税局中央都税事務所法人事業課	

